

福島第一原子力発電所2号機の安全確保に係る取組状況について

平成19年1月15日

東京電力(株)福島第一原子力発電所2号機(以下「当該機」という。)は、平成18年9月4日から平成19年1月中旬までの予定で原子炉を停止し、第22回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、原子炉再循環系配管について継手部の超音波探傷検査及び応力腐食割れ対策を実施するとともに、タービン系配管等について長期計画に基づく配管肉厚測定を実施するなど、トラブル再発防止の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

しかしながら、一昨年に発覚した6号機可燃性ガス濃度制御系の流量計の不正等に引き続き、昨年末からこれまでに1号機、4号機において温排水関連のデータの改ざんが判明したことは、県民の信頼を大きく損ねるものであり、極めて遺憾なことである。

平成14年に発覚した一連の不正問題以降、県民の信頼回復、不正の再発防止に取り組んできている中、これまでの対策が必ずしも十分でないことを示すものである。

当該機においても、過去の一時期において温排水関連のデータを改ざんした疑いがあるとのことであり、協力企業も含めて、過去の不祥事、悪しき対応を一掃すべく事実関係について徹底した調査を行うとともに、再発防止対策を着実に実施し、こうした問題を完全に払拭していただきたい。

今後、当該機においては、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、再発防止対策の実施状況等を確認していくとともに、慎重かつ確実に対応していくこととする。